

金沢市監査公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 7 月 11 日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高村 佳伸
金沢市監査委員 森 一敏

1 包括外部監査

(その 1)

- (1) 措置通知があつた年月日 令和 7 年 6 月 10 日
(2) 措置を講じた局等 市民局市民課
(3) 監査結果の公表年月日 令和 7 年 4 月 11 日（令和 7 年監査公表第 8 号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
ID・パスワードの管理 指摘 02 (100 ページ) 応援職員用 ID は、使用実績が無いことであり、また、現状ではパスワードが実施手順を遵守しているものではないことから、至急削除する必要がある。	全ての応援職員用 ID を削除した。

(その 2)

- (1) 措置通知があつた年月日 令和 7 年 6 月 10 日
(2) 措置を講じた局等 総務局総務課
(3) 監査結果の公表年月日 令和 6 年 5 月 13 日（令和 6 年監査公表第 8 号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
金沢市役所・美術館駐車場における駐車場管理ソフトの活用 意見 08 (46 ページ) 駐車場料金精算システムで出力できる帳票を有効に活用し、市役所本庁舎側と美術館側のそれぞれの利用状況を把握するように努める必要がある。	駐車場料金精算システムから「入口／出口毎時間帯別入出場月報」を出力し、入場及び精算場所を基に市役所本庁舎側と美術館側のそれぞれの年間の利用状況の把握を行うこととした。

<p>サービス券の発行目安の設定 意見 10（47 ページ）</p> <p>直近事業年度の実績等を踏まえた上で、必要以上にサービス券が発行されていないかどうか管理することを検討する必要がある。</p>	<p>サービス券の管理に当たり、電子申請システムを改修し、発行時に申請元所属長の意思決定を確認できるようにしたほか、改めて府内通知を行い、適正利用について周知徹底を図った。</p> <p>また、年度末に年間の減免申請件数及び使用枚数を集計し、前年度実績と比較して必要以上にサービス券が発行されていないか確認する体制とした。</p>
--	---